

衆議院議員総選挙 投票日は2月8日です！

あなたのいいね！を一票に

2月8日の投票時間は、
午前7時から午後7時までです。

※ **投票所入場券の送付が遅れます。**

2月2日～4日に各家庭にお届けできる見込みとなっています。入場券が無くても本人確認の上、投票が可能です。

▽▽▽投票日に用事のある方は、期日前投票をご利用ください。▽▽▽

期日前投票所は **市役所3階 防災研修室2** です。

【期日前投票の期間】 お仕事やお出かけの前後でも投票できます

1月28日(水)～2月7日(土) 午前8時30分～午後8時

※最高裁判所裁判官国民審査について

国民審査は**2月1日以降**から投票できます。

1月中は衆議院議員選挙のみとなりますのでご注意ください。



移動市役所で期日前投票してみませんか！

下記の商業施設と、投票所の統合により投票所が遠くなってしまった集落に移動市役所がお伺いします。

・2月4日(水)

南沢地区生涯学習推進センター前 午前10:00～午前11:00

・2月5日(木)

おーばん南尾花沢店前 午後3:00～午後6:00

移動市役所がお伺いします



投票できる人

◆市内転居された方

令和8年1月20日以前に市内で転居した方は、転居後の投票区で投票できます。
令和8年1月21日以降に転居した方は、転居前の投票区での投票となります。

◆本市へ転入された方

令和7年10月26日までに本市へ転入の届け出をした方は、本市での投票となります。
令和7年10月27日以降に本市へ転入の届け出をした方は、前住所の市区町村での投票となります。

◆本市から転出された方

令和7年9月26日までに転出先に転入の届け出をした方は、転出先での投票となります。
令和7年10月27日以降に転出先に転入の届け出をした方は、本市での投票となります。
※令和7年9月27日～令和7年10月26日に転出先に転入の届け出をした方は、基本的に転出先の市区町村での投票となります。

投票用紙は3種類あります

衆議院議員総選挙では小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙、そして最高裁判所裁判官の国民審査があります。

◆小選挙区選出議員選挙 (1つの選挙区から1人を選びます。)

投票用紙の色は「あさぎ色(薄い水色)」です。
候補者の名前を書いて投票します。

◆比例代表選出議員選挙 (政党の総得票数に応じて、各政党の当選人の数が決まります。)

投票用紙の色は「ピンク色」です。
政党名(または略称)を書いて投票します。

◆最高裁判所裁判官国民審査 (罷免可が不可の票数を越えた場合、その裁判官は罷免されます。)

投票用紙の色は「うぐいす色(黄緑色)」です。
辞めさせたい裁判官にバツ印を書き、それ以外は何も書かずに投票します。

期日前投票・不在者投票 (投票日都合の悪い方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。)

期間 令和8年1月28日(水)～2月7日(土) 11日間

時間 午前8時30分～午後8時

場所 尾花沢市役所3階 防災研修室2

投票所入場券をご持参ください。(投票所入場券がなくても投票はできます。)

※投票所入場券裏面の宣誓書欄に氏名等を来場前にご記入いただくと受付がスムーズです。

◆病院・施設での不在者投票

指定された病院(施設)に入院(入所)されている方は、病院(施設)にて不在者投票ができます。お早めに病院(施設)の事務の方にご相談ください。

◆出張先や旅行先での不在者投票

仕事や旅行などで投票日当日、他の市町村に滞在されている方は、最寄りの選挙管理委員会にて不在者投票ができます。その場合、尾花沢市選挙管理委員会への投票用紙の請求手続きが必要となりますので、お早めにお問い合わせください。

郵便投票(在宅投票)

重度の身体障がい者や戦傷病者及び介護保険法上の要介護者、免疫障がい者の方は、自宅にて投票することができます。(下記の表に該当される方に限ります。)事前に「郵便投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、早めに選挙管理委員会にご相談ください。

郵便投票ができる方

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障がい者手帳	両下肢・体幹・移動機能障がい	1級～2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便投票証明書の発行手続き

上記の表にある手帳や被保険者証をお持ちの上、選挙管理委員会へお申し出ください(代理可)。申請書をお渡ししますので、該当者本人が自筆署名のうえ、ご提出ください。
審査のうえ、郵送にて証明書を発行します。証明書の有効期限は交付の日から7年間です。

投票用紙の請求手続き

交付を受けた「郵便等投票証明書」で投票用紙を請求します。今衆議院議員総選挙での請求期限は令和8年2月4日(水)までとなっております。それ以降は受付いたしませんので早めにお手続きください。

※郵便投票の代理記載制度

以下に該当し、事前に選挙管理委員会に届け出た方は代理人による記載が可能です。

- ① 身体障がい者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方。
- ② 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者と記載されている方。

選挙公報・審査公報

令和8年1月31日(土)以降に配付予定です。

インターネットを利用した選挙運動に注意してください

有権者は、ホームページ、ブログ、X(旧ツイッター)、フェイスブック、LINEなどを使った選挙運動ができますが、18歳未満の方が選挙運動内容を含むメールの転送やX(旧ツイッター)のリポストを行うことは禁止されています。ご注意ください。

選挙運動期間(1/27～2/7)外にインターネットを利用した選挙運動をしてはいけません。

※違反すると処罰の対象となりますのでご注意ください!

スマートフォン等で開票速報を!

開票速報を市のホームページ(携帯サイト)で見ることができます。

尾花沢市選挙管理委員会ホームページ

URL <https://www.city.obanazawa.yamagata.jp/shisei/senkyo/>



お問い合わせ

◆ 尾花沢市選挙管理委員会 電話(22)1111【内線236】

あなたの投票所は？ (期日前投票所：市役所3階防災研修室2)

投票所入場券に書いてある場所で投票してください。

投票区	投票所の施設の名称	投票区域(行政区単位)
1	文化体育施設コンベンションホール	上町1,2,3,4,5,若葉町,新町東,荒橋、朧気、特養おばなざわ
2	尾花沢小学校内放課後児童クラブ室	中町,禁町1,2,3,横町1,北町
3	尾花沢中学校柔剣道場	横町2,新町1,2,3,4,5,長寿園
4	田沢公民館	田沢
5	ほたるの里郷土資料館作業場	牛房野
6	二藤袋地区生涯学習推進センター	二藤袋1,2
7	横内公民館	横内
8	五十沢公民館	五十沢
9	荻袋公民館	荻袋1,2,3,荻袋開拓,よつば荘
10	和合公民館	和合,新生園
11	寺内地区多目的集会施設	寺内1,2,3,西原1,2,南沢
12	福原地区公民館1階集会室	野黒沢1,2,芦沢1,2
13	芦沢駅前公民館	芦沢駅前
14	名木沢地区コミュニティセンター	名木沢1,2,3,大海平,西野々,上の原
15	毒沢地区生涯学習推進センター	毒沢
16	安久戸公民館	安久戸
17	さくら保育園遊戯室	丹生1,2,3,正厳1,2,3,上ノ宿
18	宮沢地区公民館1階調理室・研修室	行沢,中島,押切
19	尾花沢市地域交流センター	高橋,中刈,矢越,関谷
20	市野々公民館	市野々,岩谷沢
21	北郷公民館	北郷,坂本
22	玉野地区公民館1階小会議室	鶴巻田
23	母袋公民館	母袋
24	下原田公民館	下原田,東原,玉野原
25	上原田公民館	上原田
26	下柳公民館	下柳,寺町,銀山
27	粟生公民館	粟生
28	古殿公民館	古殿
29	常盤地区公民館1階会議室	九日町,袖原,三日町,畑沢
30	荒町多目的集会施設	荒町
31	細野地区生涯学習推進センター	細野
32	六沢地区生涯学習推進センター	六沢1,2
33	尾花沢市鶴子交流施設図書室	鶴子1,2,3,4